

唐津市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金抽選実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金について、予算の範囲を超える申込みが見込まれるため、補助対象候補者を公平かつ公正に選定するための抽選の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「応募」とは、抽選への参加申込みをいう。

3 この要領において「当選者」とは、抽選の結果、補助金の交付申請を行うことができる者として決定された者をいう。

4 この要領において「正式申請」とは、要綱第6条第1項に規定する交付申請書の提出をいう。

(抽選の対象)

第3条 抽選の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たす見込みがある者

(2) 要綱別表に定める補助対象設備として、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池をセットで導入しようとする者

(3) 市長が別に定める応募期間内に必要書類を提出した者

(年度内の選定件数)

第4条 当該年度における抽選による当選予定件数は、13件とする。

2 当選予定件数は、4月から8月までの各月において、別表1のとおり配分するものとする。

3 各月の応募者数が当選予定件数以下であるときは、抽選を行わず、当該応募者全員を当選者とする。

4 各月において当選予定件数に満たないときは、その残数を翌月以降に繰り越すことができる。

5 市長は、予算執行の状況その他やむを得ない理由があるときは、月ごとの当選予定件数を変更することができる。

(応募期間)

第5条 応募期間は、各月1日から末日までとする。

2 8月分の応募をもって、当該年度の抽選応募受付を終了する。

3 市長は、必要があると認めるときは、応募期間を変更することができる。

(応募方法)

第6条 抽選への応募をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 唐津市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金抽選応募書

(2) 導入予定設備の概要が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 応募書類に不備があるときは、市長は相当の期限を定めて補正を求める

ことができる。

- 3 前項の期限までに補正がなされないときは、当該応募を無効とすることができる。

(抽選の実施)

第7条 抽選は、各月の応募期間終了後、速やかに行うものとする。

- 2 抽選は、公平性が確保される方法により実施するものとする。

(抽選結果の通知)

第8条 市長は、抽選結果を応募者全員に通知するものとする。

- 2 当選者に対しては、正式申請の受付期限その他必要な事項を併せて通知するものとする。

- 3 落選者に対しては、その旨を通知するものとする。

(正式申請)

第9条 当選者は、当選した月の翌月末日までに、要綱第6条第1項に規定する交付申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、要綱第7条第2項ただし書に規定する事前着手届を要する場合その他法令上又は制度上の期限がある場合は、その期限を遵守しなければならない。

- 3 正式申請に対する審査及び交付決定は、要綱の定めるところによる。

(当選の失効)

第10条 当選者が次の各号のいずれかに該当するときは、当選はその効力を失う。

- (1) 前条第1項に規定する期限までに正式申請を行わないとき。
- (2) 応募内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 要綱に定める補助対象者又は補助対象設備の要件を満たさないことが判明したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(抽選と交付決定の関係)

第11条 抽選による当選は、補助金の交付決定を行うものではない。

- 2 補助金の交付決定は、要綱第8条の規定に基づき、正式申請書類の審査後に行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、抽選の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、唐津市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金について適用する。

別表1

抽選月	当選予定件数	当選者の正式申請期限
4月	3件	5月末日
5月	3件	6月末日
6月	3件	7月末日
7月	2件	8月末日

8月	2件	9月末日
----	----	------